



新計画策定会議（第13回）に おいていただいたご質問について

平成16年12月10日

原子力安全・保安院からの回答

番号	委員からのご質問	回答
1	<p>古くなった原子力発電所の問題、高経年化対策についてどう考えるのか。また、廃炉の基準を国として持っているのか教えて頂きたい。</p>	<p>原子力発電所の高経年化への対応は大変重要な政策課題と認識しています。そのため、10年を超えない期間毎に最新の技術的知見等に基づき高経年炉の安全性に関する総合的な評価を行う「定期安全レビュー」の一環として、運転開始から30年を迎える原子炉を対象に、下記のような安全性に関する評価を行っています。</p> <p>すなわち、運転開始後30年を迎える前に、事業者が配管を含む安全上重要な機器、構造物について、今後長期間運転することを仮定した技術評価を行い、現状保全に追加すべき新たな保全策を「長期保全計画」として策定することを昨年10月の制度改正により法定義務化しました。また、事業者が定める保安規定にもこの高経年化への対応を含む定期安全レビューの内容を記載させることとしました。</p> <p>さらに、今後の高経年化対策に関する国の取組を充実・強化するため、12月中に「高経年化対策検討委員会」を開催する予定にしています。</p> <p>なお、国としては、以上の措置により原子力発電所の健全性を厳格に確認し、安全に問題がある場合にはその問題の解決ないし停止を指示することにしてはいますが、原子力発電所を廃炉にするか否かについては事業者の自主的な判断に委ねています。</p>
2	<p>米国での規制に携わる人の数だけでなく、米国ではどういった規制となっているのか勉強して頂ければ参考になる部分もあるのでないか。</p>	<p>原子力安全・保安院では、我が国の安全規制の有効性・信頼性の一層の向上を図るために、以下の例のように、米国の規制機関との協力・情報交換を活発に行っております。米国原子力規制委員会（NRC）との間で、1983年以降「日米規制情報交換会合」を開催しております（本年9月にもワシントンで開催）。さらに、NRCとの間では、協力関係強化のために、1997年10月に「原子力の規制等の分野における協力のための実施取り決め」を締結しております。また、原子力安全・保安院からは、1980年代から毎年職員をNRCに研修生として派遣しております。原子力安全基盤機構（JNES）においても、米国NRCと技術分野での協力や情報交換等を行っており、また、米国ワシントンに駐在員2名を常駐させております。</p> <p>NRCは保安院の担当しない保障措置の問題も所管している等の両組織の相違も踏まえつつ、上記のような取り組みを通じて、米国における原子力安全規制のあり方について情報収集・分析を行い、有用な部分については適宜我が国の原子力安全規制へ活かしていく考えです。</p>

番号	委員からのご質問	回答
3	記者発表基準とか高経年化対策などにおいて、原子力安全・保安院と文部科学省との間で若干やり方が違っているが、そういったところなどを統一していくことは最低限必要なのではないかと考える。	科学的・合理的な規制を実施するとの観点に立って、経済産業省（原子力安全・保安院）としては、文部科学省との間で従来から良く連絡を取り合ってきたところであり、今後とも必要に応じて取り組みの統一化等を図っていきたいと考えています。仮に、科学的・合理的な理由で両者に相違がある場合には、その根拠につききちんと説明していきます。
4	原子力安全・保安院における規制活動体制の評価というのは、原子力安全委員会が保安院に対して行うべきことであり、保安院自身が行うのはおかしいのではないかと。	従来から原子力安全委員会が一次行政庁の審査に関しダブルチェックを行っており、さらに、安全規制を含め、行政庁の政策の実効性を調査・評価する様々な政策評価の制度が整備されつつあるところです。原子力安全・保安院としては、行政庁の責務として自己評価を行うことは当然であると理解しており、原子力安全委員会による評価の他にも、IAEAが提供する各種規制評価サービスや政策評価の制度、外部コンサルタント等の採用も自らに対する評価の方法の選択肢と考えております。
5	「安全規制の有効性と効率性」とあるが、この場合の規制の有効性というのはどういう意味なのか、これをどういうふうにして計測するのか、これまでの我が国の安全規制の有効性をどういうふうに判断、判定、評価しているのか説明していただきたい。	原子力安全・保安院としては、安全規制の有効性とは安全が許容できるレベルに維持されていることであると理解しており、このような意味での有効性を確保するべく、最新の科学的知見を適切に反映させ、必要に応じて安全規制の見直しを行っていく考えです。また、その有効性については、運転実績を踏まえたリスクの評価、原子力安全委員会によるダブルチェック、IAEA等による国際的な評価、各種の行政評価等の外部的な評価を受けることを通じて判断されていくものと考えております。
6	JNESの設立に関して、業務の移管であり、法人の統合ではないと断り書きがしてあるが、業務の移管だけでなく、この3つの公益法人を廃止して、すべて独立行政法人に組織統合するようなことはなぜできなかったのか教えていただきたい。	JNES設立の直接の契機は、政府の公益法人改革に係る閣議決定（平成14年3月）です。更に、平成14年8月明らかとなった東京電力の自主点検記録の不正問題への対応の一環として、組織・役割をさらに強化・拡充し、かつ、前倒しで設立されることとなりました。ご指摘の法人の統合については、公益法人自体は国の機関ではないことから、国が直接その改廃を決めることは出来ません。閣議決定に基づいて国が委託により行わせていた事務のみをJNESへ移管、統合しました。なお、これらの改革により関係の公益法人に対し国が交付する資金が廃止されたことから、現在では法人の独自事業による運営が行われており、所期の目的である運営の健全化が図られた結果となっているものと理解しております。

番号	委員からのご質問	回答
7	原子力安全広報課というのが新設されたということなんですが、「広聴」という言葉もここで書かれていますが、実際に体制的に人員の問題等々それにふさわしい形になっているのかどうか少し補足していただきたい。	広聴・広報活動については、原子力安全広報課が中心となって、各規制担当課と連携して実施しています。具体的には、原子力安全広報課の企画・立案及び調整の下、院長以下幹部、課室長等管理職が現地へ赴き広聴・広報活動を行う体制となっています。さらに、原子力施設立地地域においては、立地地域に設置している21の原子力保安検査官事務所を広聴・広報活動の中核として位置づけており、原子力安全地域広報官、事務所長が立地地域の自治体等に対する広聴・広報活動にあたっています。
8	11月22日の毎日新聞に原発耐震性、地震PSAの問題が出ていて、浜岡原発がどうもIAEAの推奨する基準を超えているらしいということが結果が出ています。これに対する保安院の見解を示していただきたい。また、昨年9月に原子力安全基盤機構の報告書がまとめられてから1年ぐらいたっているんですが、その間にどういう作業が保安院の中で行われたのか教えていただきたい。	<p>原子力発電所の耐震設計に関連し、想定される地震を超えるリスクについて、定量的に評価する地震時の確率論的安全評価（PSA）に関する調査をJNESにおいて行っています。この中で、3つの地域を選定し、施設としてはモデルプラントのデータを用いて試算しておりますが、これはあくまで手法開発のために実施したものであり、この結果を用いて具体的な発電所に対して評価をすることは適当ではありません。</p> <p>なお、現在、原子力安全委員会において耐震設計審査指針の改定作業が行われており、この確率論的安全評価手法の取り入れについて検討されているところです。原子力安全・保安院としては、この指針についての検討の進捗を踏まえ、今後原子力発電所の耐震向上に努めていきたいと考えております。</p>
9	いろいろと規制が強化されたということなんですが、実態については少し緩いのではないかと。10月7日に経済産業省のプレスリリースで、福島第一の5号機の配管減肉問題で、評価をしたら0.8年で技術基準の肉厚を切ることが予想されたけれども、ゴーサインを出した。最少許容肉厚に達したとしても、直ちに安全上問題に結びつくことがないということを書いてしまっただけの技術基準かというのが非常に疑問を持たれる、維持基準が導入される時にある種安全余裕の切り詰めだというふう非常に心配をしたが、具体的にそうなってきたのではないかと。	<p>ご指摘の配管については、たしかに減肉が懸念されましたが、配管肉厚に関する技術基準への適合性については、その時点での客観的データに基づいて科学的・合理的に判断されるべきであり、当時、福島第一原子力発電所5号機の当該部分が技術基準に違反していると判断することは困難でした。技術基準に違反していることが確実ではない原子力発電所の停止については、事業者の判断でなされるべきものです。</p> <p>他方、上記のように直ちに安全性に問題があるわけではないと判断しましたが、約2ヶ月後の11月に行われる定期検査時に当該配管の取替を行うべき旨、東京電力に対し指示しておりました。直ちに交換する必要がないと判断した理由は、当該配管の使用環境等から技術基準を下回っている可能性は低く、配管の構造強度を維持するのに必要な肉厚は十分に維持されていると考えたからであります。</p>

番号	委員からのご質問	回答
10	<p>保安院の独立問題ですが、原子力安全条約を見ますと、第8条に規制と推進行政は明確に独立されることというのがある。原子力安全・保安院を独立しないこととのリスクとメリットをどういうふうにかえられているのか、その点について聞かせていただきたい。</p>	<p>原子力安全条約においては、確かに第8条第2項に「推進機関と規制機関の効果的な分離」を確保すべきということが定められております。ただし、この「効果的な分離」は、同じ組織内にあってはならないという形式的な独立を求めたものではありません。実際、省庁再編に伴う原子力安全・保安院の設置については、原子力安全条約第2回締約国検討会合（平成14年4月）において、「条約の要求事項により一層適合する規制機関を再構築した」とものとして評価されております。</p> <p>原子力の安全規制は、各国の歴史的経緯を踏まえて構築されているものであります。我が国においては、原子力安全・保安院のような一次規制官庁による規制と原子力安全委員会によるダブルチェックという体制が最も高い効果を発揮すると考えられ、これを基本に、これまでに累次の改善が図られてきました。上記の国際的な評価にもあるように、この体制は有効であり、特段のリスクを有しないものと考えております。例えば、本年8月に起こった関西電力(株)美浜発電所3号機の事故への対応においても、事故の経過や事実関係に関する情報については、同一組織に属するものとして他の部局との関係と同様に資源エネルギー庁とも適切に共有しましたが、事故の原因究明、再発防止策の構築等安全性に係る問題については、原子力安全・保安院が資源エネルギー庁から完全に独立し、直接経済産業大臣からの指示を踏まえた対応を行っております。</p>
11	<p>原子力の安全規制コストを誰が負担するのか。放射能のコントロールは電気料金から負担すべきであって税金でやるのは変ではないか。</p>	<p>原子力の安全規制コストとしては、原子力安全・保安院を例に取れば、安全性に関する様々な実証研究や独立行政法人原子力安全基盤機構に対する運営費交付金等に代表される政策費と、人件費を含む事務費が挙げられます。これらについては、電源開発促進対策特別会計から支出されており、その原資は電力会社の納める電源開発促進税です。電源開発促進税は販売する電力量に応じて課税されており、電気料金によって回収されております。また、個々の検査に要する手数料の実費は事業者が負担しているため、この点についても間接的に電気料金からの負担となっているといえます。</p>